

第1 監査の種類

財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

教育委員会（工事）

（教育委員会関連事務を担当する財政局の課を含む。）

第3 監査の着眼点

1 共通の着眼点

(1) 設計について

設計基準などに基づき、適正に設計図書（設計書、仕様書、図面）が作成されているかなど

(2) 積算について

積算基準などに基づき、適正な単価及び歩掛りを適用して予定価格が積算されているかなど

(3) 施工について

設計図書どおり施工されているかなど

(4) 検査について

適正に検査が行われているかなど

2 特に注意する着眼点

(1) 施設の維持管理が適切に行われているか

(2) 約款や法令に基づいた適切な事務処理が行われているか

第4 監査の実施内容

1 実施時期

令和 4年 9月 5日から令和 5年 3月16日まで

2 実施方法

今回の監査では、教育委員会における令和 3年10月 1日から令和 4年 9月30日までに完了及び同日時点で継続中の工事及び委託を次表のとおり抽出し、名古屋市監査委員監査基準に基づき、書類等突合、実査等を行った。

区分	件数			金額		
	監査対象 (件)	抽出 (件)	抽出率 (%)	監査対象 (百万円)	抽出 (百万円)	抽出率 (%)
工事	441	23	5.2	2,218	137	6.2
委託	291	7	2.4	2,093	212	10.1

(注) 金額は単位未満を四捨五入、抽出率は小数点以下第 2 位を四捨五入

第5 監査結果

前記第4のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

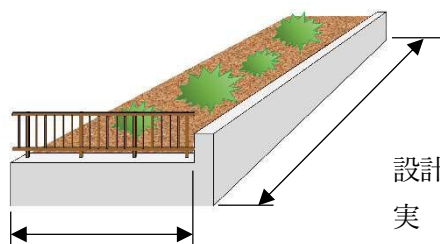
1 指摘

(1) 適切な工事の施行について（施工）

名古屋市工事請負契約約款（以下「約款」という。）によると、発注者及び受注者は、約款に基づき、設計図書（設計書、図面、仕様書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。）に従い、契約を履行しなければならないとされており、発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができることとされている。また、監督員は、設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査等について権限を有するとされている。

現地での出来形検測を行ったところ、以下の事例が見受けられた。

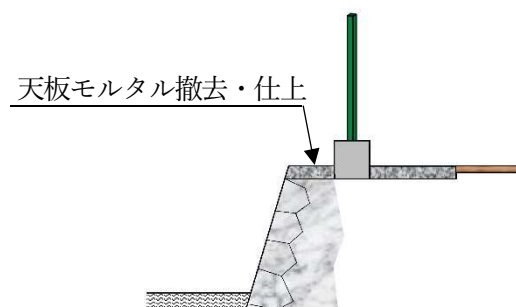
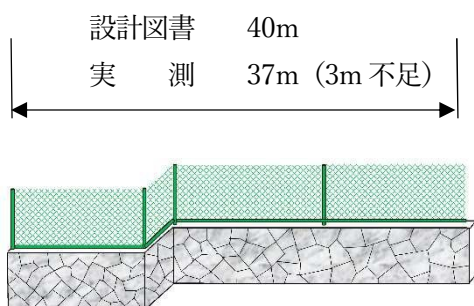
ア 「野並小学校ブロック塀改修工事」では、既存のブロック塀を取壊し、鉄筋コンクリート製の擁壁に改修する工事を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示された擁壁の施工延長に対して不足が生じていた。



設計図書 11.2m
実 測 11.0m (20 cm不足)

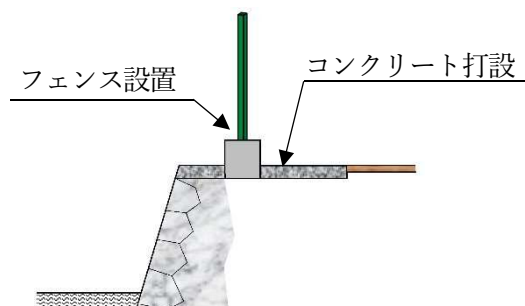
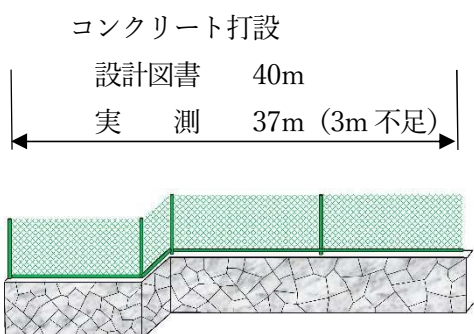
設計図書 6.0m
実 測 5.8m (20 cm不足)

イ 「平子小学校北側擁壁改修工事」では、既存の石積擁壁の改修を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示された天板モルタル撤去・仕上延長に対して不足が生じていた。

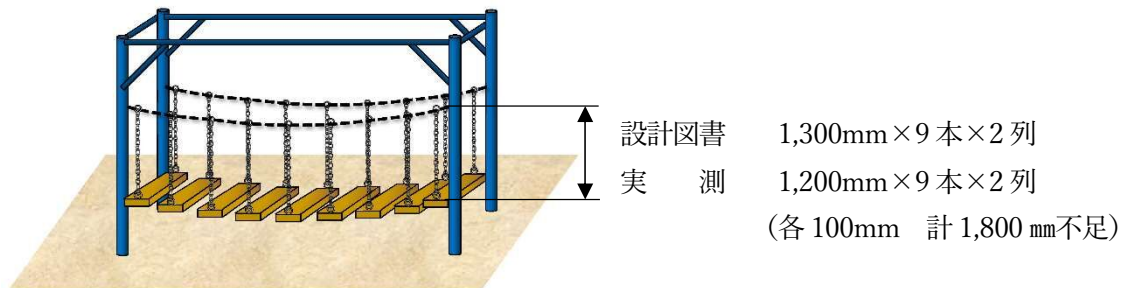


ウ 「平子小学校ネットフェンス更新工事」では、既存のネットフェンスの改修を行っていたが、設計図書の内、仕様書に明示されたフェンス設置及びコンクリート打設の延長に対して不足が生じていた。

フェンス設置
設計図書 56m
実測 52m (4m 不足)



エ 「五反田小学校複合遊具修繕工事」では、複合遊具の吊り橋のチェーンを取り替えていたが、設計図書の内、仕様書に明示されたチェーン延長に対して不足が生じていた。



工事の施行に際しては、設計図書と現地の施工状況との整合を確認するため、監督員として工事の施工状況の検査、工事目的物の出来形を確認し、差異等が生じている場合は、設計図書や請負代金の変更を行うなど、約款に基づき適切に工事を施行されたい。
(学校整備課)

(2) ひさし上からの墜落防止措置について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、高さが 2メートル以上の作業床の端、開口部等で墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、囲い、手すり、覆い等を設けなければならないと定められている。

「南図書館及び南文化小劇場東側玄関屋根防水改修工事」では、東側玄関屋根及びひさしの防水改修工事を行っていた。高さ 4.3メートル程度ある玄関ひさし上の塗膜防水を施工していたことから、必要な安全対策を講じているか工事写真を確認したところ、ひさし上部の端部に手すりを設置するなど墜落防止措置を講じていなかった。



作業状況

墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、労働安全衛生規則に基づき適切に墜落防止措置を行うよう改めて受注者を指導されたい。

(南図書館)

(3) 保護帽の着用について（施工）

労働安全衛生規則によると、事業者は、掘削作業を行うときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければならないと定められている。

「熱田一B遺跡第3次発掘調査排土工事」では、発掘調査のための掘削工事を行っていた。重機が稼働している状況であり、労働者への安全対策を講じているか工事写真で確認したところ、労働者は危険を防止するための保護帽を着用していなかった。



保護帽未着用

作業状況

掘削作業の安全対策に当たっては、労働安全衛生規則に基づき労働者に保護帽を着用させ、労働者の安全確保を徹底するよう指導されたい。

(文化財保護室)

(4) 防火設備の改善について（維持管理業務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないと定められている。

「令和 3年度特殊建築物等定期点検業務委託（高蔵小学校始め83校（園））」では、建築基準法に基づく建築物、非常用の照明装置や防火設備などの建築設備等の定期点検を行っていた。点検報告書を確認したところ、火災発生時に防火扉が床に擦って閉鎖しない箇所や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなど、点検対象のうち67校について改善が必要との報告を受けていた。そのうちの49校において速やかな改善が行われておらず、かつ、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。

多くの子どもが通う学校施設等において、防火扉などに不具合がある状態で火災が発生した場合、必要な機能が発揮されず、児童、生徒などへの被害が拡大するおそれがある。このため、点検結果に基づき、当該防火扉などが適法な状態となるよう速やかに対応されたい。

（学校整備課）

第6 意 見

1 適切な施設の維持管理について

教育委員会においては、社会教育施設や学校施設などの市民が利用する数多くの施設を所管しており、とりわけ学校施設は、多くの児童生徒等の学習や生活の場であるとともに、非常時や災害時には避難所としても活用されるため、点検結果に基づき適切な維持管理を行い、常時適法な状態で維持していく必要がある。

今回の監査結果では、特殊建築物等の点検業務委託において、多数の学校で防火扉や防火シャッターが正常に作動しない箇所があるなどの報告を受けていたにもかかわらず、複数年にわたって改善が図られていない事例が見受けられた。過去の監査においても再三にわたり同様の指摘をしており、組織的な対応の徹底を求めているが、その対応はまだ不十分であると判断せざるを得ない。このような状況に至った背景には、点検によって判明した不良箇所について、是正を確認するまで各学校と本庁所管課である学校整備課との連携が徹底されていなかったことが一因であると思料される。

施設の維持管理において、今回のような防火設備の不良箇所が放置され続けた場合、火災が発生した際に必要な機能が発揮されず、被害が拡大し、人命を損なう重大な事故につながるおそれがある。教育委員会においては、このような不良箇所が複数年にわたり改善されていないことを重大な問題として再認識し、本庁所管課が責任を持って各学校の改善状況を把握のうえ、優先順位を設け計画的に是正を行うよう指導等を行われたい。また、各学校においては施設管理者として対応に取り組むなどそれぞれが当事者意識を強く持ち、相互に連携して不良箇所が複数年放置されないような仕組みや実効性のある管理体制を確立し、適切な施設の維持管理に努められたい。

2 適切な監督業務の徹底について

今回の監査結果においては、小学校の擁壁改修や複合遊具修繕の工事で、設計図書に明示された数量に対して成果物の数量に差異が生じていることを発注者が確認しておらず、適切に処理がされていない事例が見受けられた。さらに、個々の事例では軽微な誤りのため指摘には至らないものの、工事等の設計図書に記載された受注者に提出を求める現場代理人等届の書類や監督員が受注者に行う監督員通知などの事務手続について、確認ができなかった事例も散見された。その背景には、本庁所管課職員や各施設の職員が、工事・委託業務の実施内容や設計図書の内容について理解不足のまま、多くの発注・監督業務を行っているため、不十分な施工管理や工事関係書類の事務処理誤りを生じさせる一因となっているものと思料される。

今回の監査を踏まえ、適切な監督業務を行うため、担当する職員一人ひとりが契約約款や仕様書等の内容に対する理解に努め、施工中や完了時などに成果物の確認を行うなど、適切に工事や委託に関する業務を行うよう徹底されたい。